



歴史の壺

法務図書館の 書棚から

		改定律例		改定律例		改定律例	
		名例律上		名例律上		新律綱領	
		例名ハ五刑ノノ體罪例一		例名ハ五刑ノノ體罪例一		新律綱領	
二十日	二十日	五刑	五刑	五刑	五刑	五刑	五刑
懲役十日	原笞一十	第一條 凡笞杖徒流ノ刑名ヲ改メ	ニ版ス	ニ體例一	ニ體例一	ニ體例一	ニ體例一
二十日	二十日	凡笞ハ數ニ起リ五十ニ止	凡笞ハ數ニ起リ五十ニ止	凡笞ハ數ニ起リ五十ニ止	凡笞ハ數ニ起リ五十ニ止	凡笞ハ數ニ起リ五十ニ止	凡笞ハ數ニ起リ五十ニ止
杖刑五	杖刑五	笞ヲ別ノ	笞ヲ別ノ	笞ヲ別ノ	笞ヲ別ノ	笞ヲ別ノ	笞ヲ別ノ
		五十	四十	三十	二十	一十	一十

『新律綱領改定律例改定律例伺御指令
袖珍対比註解』の一部

*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介いたします。

第4回 『新律綱領改定律例改定律例伺御指令 袖珍対比註解』

左に掲げた写真をご覧下さい。そこには、上下二段に分けて、漢字と片仮名からなる文章が記されていることが確認されます。この史料、『新律綱領改定律例改定律例改定律例伺御指令 袖珍対比註解』は、いうなれば明治初期における携帯用の法律書なのですが、この上下二段組の体裁は、当時の法運用のあり方と密接な関係をもっていました。

現在の法律には、「新法は旧法を破る」という原則が存在します。これは、新しい法が施行されると、同じ事柄について規定した旧法は廃止されて効力を失う、というものです。ところが、明治初期の日本には、二つの現行刑法が存在していました。一つは、明治3年(1870)12月に颁布された「新律綱領」であり、もう一つは、明治6年(1873)7月から施行された「改定律例」です。この両者は、「旧刑法」が施行される明治15年(1882)1月まで、同時に現行法として機能していました。その複雑な適用関係については、本誌の前身にあたる『時をたずねて』第10号でご紹介しましたが、一言でいって、新法に規定のある事柄については新法が適用され、新法に規定がないか、あるいは新法の規定が削除された場合には、引き続き旧法が効力を有する、といふものでした。

そして、今回ご紹介する史料は、まさに二つの刑法が併存した時代に、法律を扱う者の便宜を図って作られたものなのです。上段に記されているのが、新たに施行された「改定律例」の条文であり、下段には、これに対応する「新律綱領」の条文が記されています。つまり、この史料を用いることで、新法と旧法の対応関係を見ることができるとともに、現在効力を持っているのが新法・旧法のいずれの部分であるかを、一目で把握することができたのです。複雑な法運用の一端をうかがい知れるとともに、そした中で法律実務に携わる当時の人々が体験した苦勞をも察することができます。

なお、今回掲げた写真には、もう一点興味を惹く部分があります。それは、下段の「新律綱領」に記載されている「笞」という刑罰(これに続いて、「杖、徒、流」刑も記されています)が、上段の「改定律例」では「懲役」に統一されている点です。古来の「律令」に由来する「笞、杖、徒、流」という刑罰が、現在のような「懲役」刑へと転換したのは、まさにこれら二つの刑法典が制定された間の出来事であったのです。

今回掲げた史料からは、現在と過去の法の適用における大きな違いを確認できると同時に、間違なく現在との連続性をもち、そして着々と現在に近づきつつある法制度の変遷の過程を、みてることができます。

落度：才チド

「落度」とはあやまりや過失を意味する言葉ですが、もともとは「越度」と書いて、関所を破る行為を意味しました。鎌倉期以降は「越度」と書いてあやまり・過失を意味する使用法が見られるようになり、正しい行為を指す「憲法」の対義語として使用されている例もあります。「落度」と表記されるようになったのは、明治期以降であると考えられます。

字引を
ひもとく

（左側の図書カバーの説明文）

史跡探訪

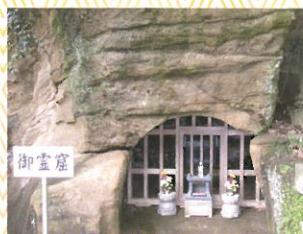
龍ノ口刑場跡

現在の神奈川県藤沢市片瀬にある「龍ノ口」という場所には、鎌倉時代から南北朝時代にかけて、幕府の刑場が設けられていました。当時政権を担っていた鎌倉幕府の玄関口である当地に刑場を設けることで、一般予防の効果を狙っていたものではないかともいわれています。処刑されたもののなかには、元からの使者である杜世忠（建治元年（1275）処刑）や、北条高時の遺児相模次郎時行（文和2年（1353）処刑）などが挙げられます。

龍ノ口の処刑で最も有名で、処刑に関する多くの逸話が残されているのは、日蓮宗の開祖である日蓮です。日蓮は、諸宗を誹謗・中傷した罪によって、文永8年（1271）9月12日、龍口刑場において斬首と決定されました。もっとも、当の日蓮は実際に首を刎ねられたわけではなく、佐渡への流罪が執行されています。減刑された理由は安達泰盛の女で北条時宗の妻が貞時を懷妊中であったためとの説が有力ですが、日蓮が斬首されようとした時、江ノ島からの光で太刀が折れて処刑が中止されたとの伝説も残されています。この話の真偽を知るすべはもはやありませんが、その旧跡を記念して龍口寺が創建されました。龍口寺境

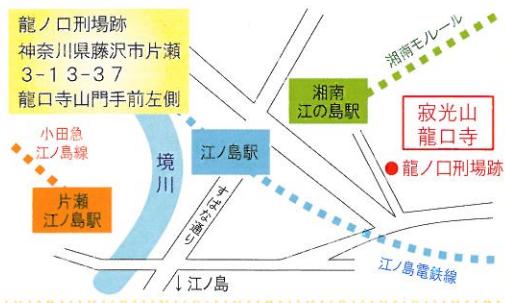


龍ノ口刑場跡の碑



日蓮土牢

内には、現在、日蓮が捕らえられた時に仮に設けられたと伝えられる土牢（御靈窟）が残されています。



歴史の壺クイズ

鎌倉末期に編纂された訴訟制度の解説書『沙汰未練書』には、刑事訴訟の対象となる重大な犯罪の一つとして「大袋」という言葉が挙げられています。この言葉は、複数の犯罪を指示示す言葉として用いられていたようですが、以下に挙げた犯罪の中で、この言葉の意味に当てはまらないものはどれでしょうか。

- 誘拐
- 強盗
- 死体遺棄

前回の答えは
3番！

横顔



明治15年(1882)11月、福島県令三島通庸の圧政に耐えかねた奥州会津の農民と警察との間で小競り合いが起こると、三島県令は福島県内の自由党幹部に内乱の濡れ衣を着せて一斉に検挙しました。世に言う福島事件です。翌年政府は福島事件の逮捕者を、政府転覆をもくろむ国事犯として高等法院の裁判に付しました。ボアソナード起草による旧刑法、治罪法(後の刑事訴訟法)が施行されてわずかに1年のことです。

初めて開かれる高等法院、初めて裁かれる国事犯事件に備え、被告側の自由党はきら星の如き弁護士を揃えました。対する検察側で、訴追の重任をほとんど一人で背負ったのが弱冠24歳の青年検事、堀田正忠でした。堀田は、明治6年(1873)12月にボアソナードが来日するとまもなく書生兼通訳としてボ邸に住み込み、親しく教えを受けましたが、学校で法律を学んだことはありません。「ボアソナード氏書生」が検事官前の肩書きです。しかし治罪法草案の翻訳、ボアソナードと日本人委員との問答の通訳をこなし、立法者意思に通暁した学者として注釈書を出すまでになっていました。その学識を見込まれ、ボアソナードの推奨もあって、高等法院での検事の大役を任せられたのです。堀田は高田事件、大阪事件でも検事として活躍しますが、まもなく職を辞し、ついに法律の世界からも身を引いてしまいます。新しい法の若き権威は、あまりに無理な訴追を続けることに耐えられなかったのでしょう。実業界に転じた堀田はしかし、再び名声を得ることはありませんでした。